

日本腹部救急医学会
利益相反の取り扱いに関する規定

第 1 章 概念

(目的)

第 1 条 本規定は、日本腹部救急医学会(以下、本会という)会員が行う研究発表等において、利害関係が想定される企業との関わりについて、その公正性、信頼性を確保するための適切な管理を目的とするものである。

(定義)

第 2 条 利益相反とは、公的研究で必要とされる公正かつ適切な判断が、外部の経済的な利益関係等によって損なわれたり、または、損なわれるのではないかと第三者からの懸念が表明されかねない事態をいう。経済的な利益関係とは、研究を実施する研究者が、自分が所属しない別の機関から給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。

(適用対象者)

第 3 条 本規定の適用対象は、以下の者とする。

- (1) 本会の発表者
- (2) 本会機関誌の発表者
- (3) 役員等(役員、学会長・次期会長、全委員会委員長、特定委員会委員など)

第 2 章 本会会員としての研究発表活動にかかる利益相反事項の取扱い

(研究発表等における届出)

第 4 条 本会会員は、研究発表等を行う場合、利益相反に関する事項について、「1.腹部救急医学研究の利益相反に関する指針」「3.同指針に関する補足」に定める事項について、学術集会などでの発表においては様式 1 を、本会機関誌などでの発表においては様式 2 を用いて、事前に届け出なければならない。

(届出事項の公表)

第 5 条 前条の届出事項は、本会が催す学術集会、本会が発行に関与する機関誌等(学術集会の抄録含む)において、当該研究発表と共に必要に応じて適宜公表する。

第 3 章 本会役員等としての活動にかかる利益相反事項の取扱い

(管理に関する原則)

第 6 条 本規定に基づいて学会に対して開示・報告された関係者個人の利益相反事項は、これを利益相反情報とし、本規定の定めるところにより取り扱う。

- 2 利益相反情報は、本会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として保管・管理する。

(不要情報の削除)

第 7 条 理事、監事、委員の任期を満了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報は、任期満了者については最終の任期満了の日から 2 年経過したときに、委嘱の撤回が確定した者については確定後速やかに、学会の諸記録から削除する。ただし、削除すること

が適当でないと理事会が認めた場合には、削除の対象外とする。また、過去に公表されたことがある場合、及び第4章の規定による審査が行われた場合には、当該公表または審査にかかる文書・データ等は、廃棄・削除の対象外とする。

（利益相反情報の内部利用、守秘義務）

第8条 利益相反情報は、該当個人と本会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断し、本会としてその判断に従った処理を行うために、本規定に従い、本会の理事会および利益相反委員会において随時利用することができるものとする。その利用には、具体的な利益相反状況について上記以外の本会員に対して説明する場合を含むものとする。

- 2 前項の利益相反情報の利用に関しては、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、正当な理由なく前項の利用対象者以外の者に開示してはならない。

（利益相反情報の開示・公表）

第9条 利益相反情報は、前条の場合を除き、原則として非公開とする。

- 2 利益相反情報は、本会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、本会の内外に開示・公表することが出来る。ただし、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。
- 3 開示または公開される利益相反情報の当事者は、理事会または決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。

（利益相反委員会）

第10条 本会は、本規定の定めるところによる利益相反問題の処理を行うために利益相反委員会を置く。

- 2 利益相反委員会は、担当理事、委員長、委員により構成される。
- 3 利益相反委員会担当理事および委員長は、委員を選出し、委員会の会務を統括する。
- 4 担当理事、委員長および委員は、理事会の議を経て理事長から委嘱される。
- 5 利益相反委員会委員にかかる利益相反事項の報告および利益相反情報の取り扱いについては、第13条を準用する。

（理事・監事の利益相反事項の報告）

第11条 本会の理事・監事は、その就任に際し、様式3を使用して利益相反事項を理事会に報告しなければならない。

- 2 理事・監事就任時、または具体的な案件関与について利益相反委員会から問題ありとの指摘があった場合は、速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するかどうかについて決議する。当該指摘を承認する旨の決定があったときは、当該理事・監事は退任、または、当該案件への関与を回避しなければならない。
- 3 理事・監事は、その在任期間中、理事会に対し様式3を用いて年1回定期的に報告を行うものとする。
- 4 理事・監事は、利益相反事項に変動が生じたときは、その都度速やかに、その内容を理事会に報告しなければならない。

（学術集会会長・次期会長の利益相反事項の報告）

第12条 学術集会会長・次期会長は、その選任にあたり事前に様式3を使用して利益相反状態について理事会に報告しなければならない。既に理事等として報告した情報があるときは、これと重複しないものについて報告する。

- 2 学術集会会長・次期会長は、その任期中に利益相反事項に変動が生じたときは、速やかにその内容を理事会に報告しなければならない。

（委員会委員長の利益相反事項の報告）

第13条 すべての委員会委員長は、その選任にあたり事前に、様式3を用いて利益相反状態につい

て理事会に対して報告を行わなければならない。

- 2 委員会委員長は、その任期中、年1回定期に、理事会に対し前項の報告を行うものとする。また、利益相反事項に変動が生じたときは、その都度速やかに、その内容を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事会は、委員会委員長の選任並びに在任について、報告された利益相反事項を考慮する。

(特定委員会委員の利益相反事項の報告)

第14条 特定の委員会(編集委員会、学術プログラム委員会、保険診療検討委員会、倫理委員会、ガイドライン委員会、利益相反委員会、総務委員会、認定医・教育医制度委員会、プロジェクト研究委員会)の委員の委嘱を受けた者は、受託をするに際し、様式3を用いて利益相反状態を該当の委員長に報告する。

- 2 該当の委員長は、委員の委嘱について利益相反のおそれがないと認めたときには委員の委嘱を行い、前条によって提出された事項とともに、その結果を理事会に報告する。
- 3 該当の委員長は、第14条1項によって提出された事項を検討した結果、該当委員候補者について当該委員会の活動と利益相反を生ずる疑いがあるときは、該当委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。委嘱の撤回については、委員長は文章でその理由を明示しなければならない。
- 4 該当委員は、その在任期間中に利益相反事項に変動が生じた場合、その都度速やかに、その内容を該当委員長に報告しなければならない。
- 5 個別の委員会において、その具体的な活動に関して必要があるときは、それぞれの委員会運営規定において、前項に定めるものよりも詳細・広範囲の事項を報告すべき旨を定めることができる。

第4章 審議と措置

(審議)

第15条 学会員において「腹部救急医学研究の利益相反に関する指針」に反する事態が生じた場合には、利益相反を管轄する委員会(以下、所轄委員会と略記)にて審議し、理事会に上申する。

- 2 役員等が日本腹部救急医学会のすべての事業を遂行する上で、深刻な利益相反状態が生じた場合、或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合、理事会は所轄委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(腹部救急医学研究の利益相反に関する指針違反者への措置)

第16条 日本腹部救急医学会理事会は、別に定める規則により「腹部救急医学研究の利益相反に関する指針」に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の措置を取ることができる。

- (1) 日本腹部救急医学会が開催するすべての集会での発表の禁止
- (2) 日本腹部救急医学会の刊行物への論文掲載の禁止
- (3) 日本腹部救急医学会の学術集会の学会長・次期学会長就任の禁止
- (4) 日本腹部救急医学会の理事会、委員会、作業部会への参加の禁止
- (5) 日本腹部救急医学会の評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止
- (6) 日本腹部救急医学会会員の除名、あるいは会員になることの禁止

第5章 審査の手続

(審査請求)

第 17 条 利益相反事項に関しての処分に不服のあるときは、処分通知を受けてから7日以内に利益相反委員会宛ての審査請求書を事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

2 審査請求書には、処分の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。

3 事務局は、審査請求書を受け付けたときは、その写しを利益相反委員会委員長および委員に対して速やかに送付する。利益相反委員会委員長及び委員はその資料をいつでも閲覧することができる。

(審査手続)

第 18 条 利益相反委員会は、審査請求書を受領してから 14 日以上 1 ヶ月以内の間に委員会を開催してその審査を行う。

2 利益相反委員会は、審査請求にかかる当該委員長および審査請求者から直接意見を聞くものとする。ただし、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。

3 利益相反委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 1 ヶ月以内に処分を決定しなければならない。

(利益相反委員会決定の最終処分性)

第 19 条 利益相反事項に関しての審査請求に対する利益相反委員会の決定は、最終のものとする。

第 5 章 補則

(役員等への適用に関する特則)

第 20 条 本規定施行のときに既に本会役職者に就任している者については、本規定を準用して速やかに所要の報告等を行わせるものとする。

附則

本規定は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

本規定は、平成 28 年 3 月 2 日に改訂した。

本規定は、令和 2 年 3 月 13 日に改訂した。